

平成30年11月市議会 総務委員会資料

第119号議案 平成30年度長崎市一般会計補正予算（第5号）

【目次】

ページ

【2款 総務費 1項 総務管理費 6目 財産管理費】

1 基金積立金

(1) クスノキ基金 . . . . . 1～2

2 市有財産解体費 . . . . . 3～8

【2款 総務費 2項 徴税費 1目 税務総務費】

1 税務総務費事務費 . . . . . 9～11

理 財 部  
原爆被爆対策部  
平成30年11月



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
28～29	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	1-2	基金積立金 クスノキ基金	千円 4,503

## 1 概 要

これまで、福山雅治氏がホームページやコンサート等で呼びかけ、全国の方から寄せられた(株)アミューズを窓口とした「クスノキ募金」を、(株)アミューズから本市に寄附したいとの申込みがあった。

寄附金は、山王神社大クスのみならず、被爆樹木の保存に係る所有者負担の軽減に広く役立ててほしいとの申込みであったため、これを機に、所有者負担を軽減し、被爆樹木の保存整備推進を図るため、「クスノキ基金」を設置し、同寄附金を積み立てるもの。

## 2 設置目的

被爆樹木の保存整備事業費補助金に要する経費の財源に充てるため設置するもの。

## 3 積立額

4,503千円 【寄附申込額 4,502,928円】

## 4 基金の活用

(1) 対象事業 「長崎市被爆建造物等保存整備事業費補助金」

(2) 対象樹木 長崎市被爆建造物等の取扱基準に基づき、市が保存対象とするA・Bランクに分類される樹木（全30本のうち、個人等が所有する21本）

(3) 補助内容

(現行)

所有者に対し対象経費の3/4を補助し、1/4を所有者が負担する。

(改正後)

所有者に対し対象経費の全額(4/4)を補助する。

なお、クスノキ基金による財源の確保ができる期間の限定措置とする。

【財源内訳：3/4一般財源、1/4クスノキ基金】

※平成30年度保存整備事業実施分から適用する。

## 5 財源内訳

事業費	財 源 内 訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他※	一般財源
千円	千円	千円	千円	千円	千円
4,503	—	—	—	4,503	—

※(株)アミューズを窓口とした「クスノキ募金」による寄附金

# 寄附申込書

平成 30 年 11 月 1 日

長崎市長 田上 富久 様

(寄附申込者)

〒150-8570

東京都渋谷区桜丘町 20 番 1 号

株式会社 アミューズ 内

「クスノキ募金」

代表 畠中達郎



これまで、弊社所属アーティストの福山雅治がホームページやコンサート等で呼びかけ、全国の方から寄せられた樹アミューズを窓口とした「クスノキ募金」を、下記のとおり寄附いたします。

この「クスノキ募金」は、山王神社大クスのみならず、多くの被爆樹木の保存に活用していただけますと幸甚です。

## 記

- 1 寄附金額 4, 502, 928円
- 2 寄附の目的 山王神社の大クスをはじめ、長崎市の被爆樹木の保存に活用するため

以上



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
28～29	2 総務費	1 総務管理費	6 財産管理費	2-1	市有財産解体費	千円 7,400

### 1 概 要

旧地区公民館について、建物の老朽化のため解体撤去するもの。

### 2 事業内容

#### (1) 事業の概要

石綿含有の調査を行った結果、旧野母地区公民館及び旧野母崎樺島地区公民館において外壁等に石綿含有が認められ、それに伴い、飛散防止対策を講じた施工方法で解体撤去するもの。

#### (2) 補正内容

旧野母地区公民館解体工事 補正額 40,700千円(補正後 90,700千円)

内訳

石綿対策による増 28,000千円

単価見直しによる増 12,700千円

石綿の飛散防止対策を講じた施工方法で解体する必要性が生じ、それに伴い、事業費を増額する必要があるため。

旧野母崎樺島地区公民館解体工事 補正額 ▲33,300千円(補正後 0円)

隣接住民所有の建築物が当該外壁の一部に接して建設されており、石綿含有塗材の除去作業に必要なスペースが現時点では確保できず、今後、作業スペース確保及び労働基準監督署との除去工法の協議の両面から検討を行っていく必要があり、時間を要することから、工事計画を一時中止し、事業費を減額する必要があるため。

### 3 財源内訳

区 分	事業費	財 源 内 訳				
		国庫支出金	県支出金	地方債※	その他	一般財源
当 初 予算額	千円 92,800	千円 —	千円 —	千円 83,500	千円 —	千円 9,300
11月 補 正	▲33,300 40,700	—	—	▲29,900 36,600	—	▲3,400 4,100
補正後	100,200	—	—	90,200	—	10,000

※公共施設等適正管理推進事業債 充当率90%

【繰越明許費】 予算説明書 48～49ページ

2 款 総務費 1 項 総務管理費 6 財産管理費

旧野母地区公民館について、建物に石綿の含有が確認されたことによる工法の変更に伴い、工事が年度内に完了しない見込みであるため。

(単位：千円)

事業名	金額		財 源 内 訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
市有財産解体費	補正後予算額	100,200	—	—	90,200	—	10,000
	支出予定額	9,500	—	—	8,600	—	900
	繰越明許額	90,700	—	—	81,600	—	9,100

# 旧野母地区公民館

## (1) 施設概要

敷地面積	941.87㎡
建物構造等	鉄筋コンクリート造3階建(耐震性無)
延床面積	1,210.93㎡
建築年	昭和52年(築41年)

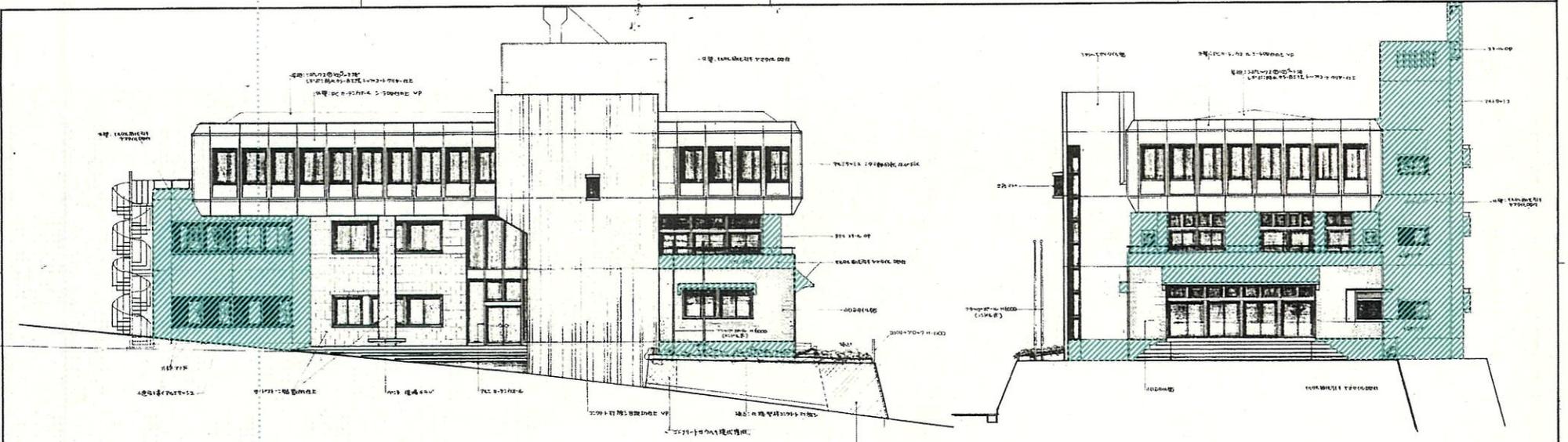
## (2) 今後の活用

売却予定

## (3) その他

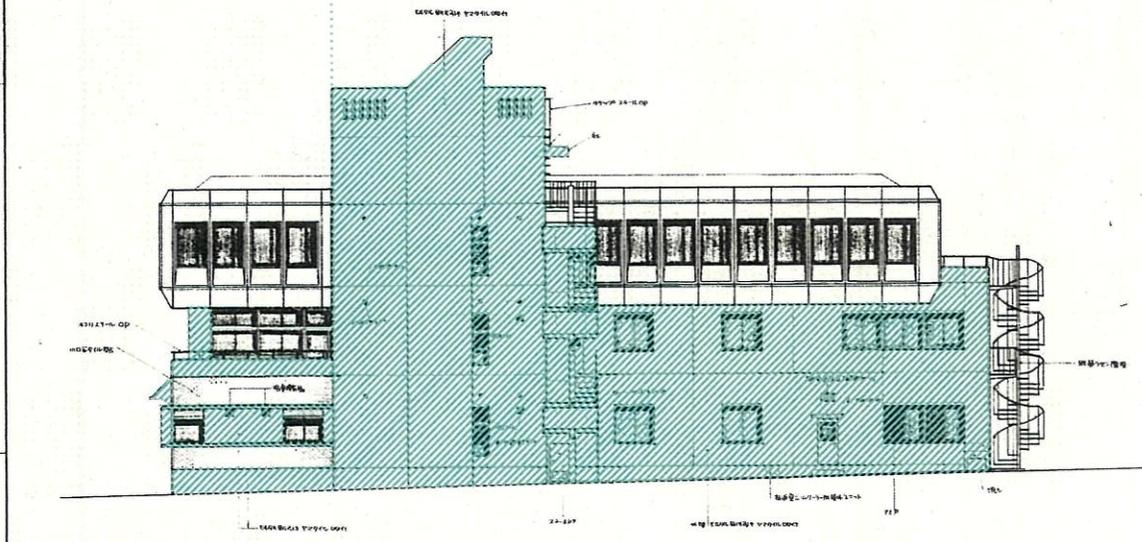
公民館機能は平成29年4月に旧野母小学校を転用して移転済



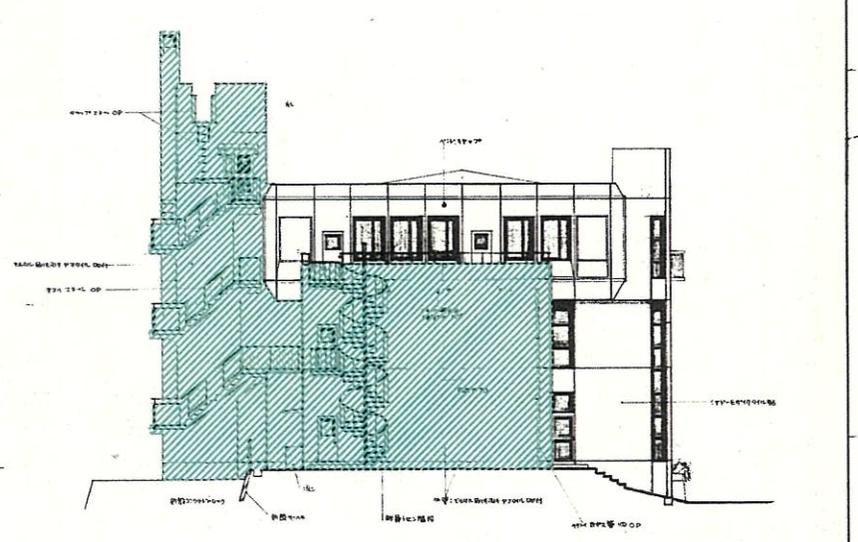


南側立面図

東側立面図



北側立面図



西側立面図



・・・アスベスト含有仕上塗材部分を示す。

# 旧野母崎樺島地区公民館

## (1) 施設概要

敷地面積	266.06 m <sup>2</sup>
建物構造等	鉄筋コンクリート造 3階建 (耐震性 無)
延床面積	624.32 m <sup>2</sup>
建築年	昭和 48 年 (築 45 年)

## (2) 今後の活用

売却予定

## (3) その他

公民館機能は平成 28 年 4 月に旧樺島保育所を転用して移転済

## 位置図



## 現況写真



旧野母崎樺島地区公民館（海側から向かって左側）



旧野母崎樺島地区公民館（海側から向かって右側）



予 算 説 明 書					事 業 名	補 正 額
ページ	款	項	目	番号		
30~31	2 総務費	2 徴税费	1 税務総務費	1-1	税務総務費事務費 (地方税共通納税システム 導入に伴う税系システム 改修業務委託)	千円 5,951

## 1 概要

平成30年3月31日に公布された「地方税法等の一部を改正する法律」により、地方税の電子化を目的として、全地方公共団体が加入・運営している電子情報処理組織（eLTAx）を活用し、企業等が法人市民税及び個人住民税（特別徴収）等について一度の手続きで複数の地方公共団体への納税を可能とする地方税共通納税システムが平成31年（2019年）10月1日から導入されることから、基幹収納システムである税系システム等との連携について改修を行うもの。

## 2 事業内容

現在、企業等は納付先の地方公共団体ごとに納付書を作成し、金融機関へ持ち込み納付しているものを、金融機関に赴くことなくオンライン上で電子申告から電子納税まで一連の手続きで、複数の地方公共団体への一括納付を可能とするものである。

なお、長崎市では、紙媒体による納付情報が年間約30,000件あるが、システム導入後は電子化された納付情報が配信されるため、税系システムへの一括取込により収納事務が軽減される。

### 【経費内訳】

ア 税系システム改修対応	3,947千円
イ 滞納整理支援システムとの連携対応	567千円
ウ 財務会計システムとの連携対応	870千円
エ 個人住民税課税システムとの連携対応	567千円

## 3 スケジュール

年度	平成30年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国によるシステム構築	◆暫定版仕様書公開			◆修正版仕様書公開								
長崎市												→ 契約・システム改修

年度	平成31年度											
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
国によるシステム構築					◆総合試験		◆稼働					
長崎市	→ システム改修				→ 連携試験	→	→ 稼働					

#### 4 財源内訳

事業費	財源内訳				
	国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
千円 5,951	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 5,951

#### 【繰越明許費】 予算説明書 48～49 ページ

#### 2 款 総務費 2 項 徴税费 1 目 税務総務費

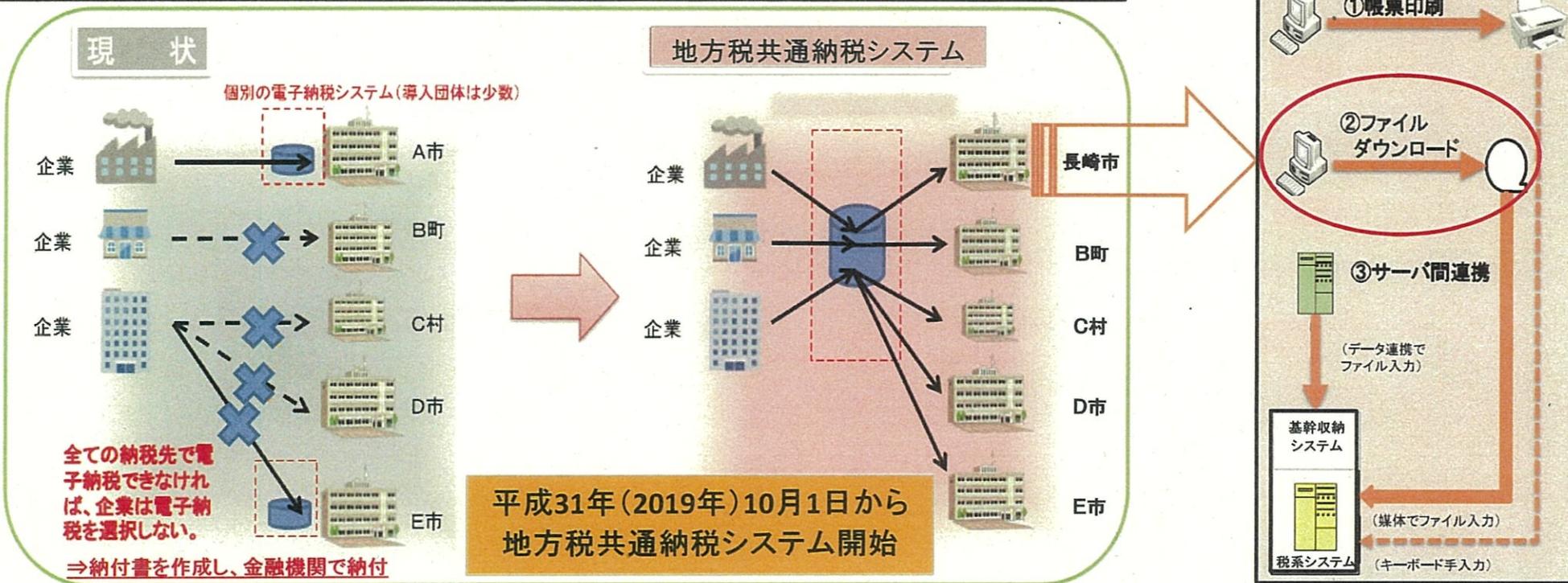
システム改修においては、平成31年1月に確定版仕様書が公開され、8月には全国共通の総合試験、10月に稼働が予定されていることから、補正及び繰越を行うものとする。

(単位：千円)

事業名	金額		財源内訳				
			国庫支出金	県支出金	地方債	その他	一般財源
地方税共通納税システム導入に伴う税系システム改修業務委託	補正後予算額	5,951					5,951
	繰越明許額	5,951					5,951

## < 地方税共通納税システム全体イメージ図 >

全地方公共団体が加入・運営しているeLTAX(エルタックス)を活用して、地方税共通納税システムを導入  
 ⇒企業は、全地方公共団体に対して電子納税可能に。  
 複数の地方公共団体への納税についても、一度の手続きで可能に。



地方公共団体は、毎日配信される納付情報を  
 基幹収納システムへ反映させるために  
 ①帳票印刷(手入力) ②ファイルダウンロード ③サーバ間連携  
 のいずれかの方法を選択する必要がある。

※地方税共通納税システム全国説明会資料より